

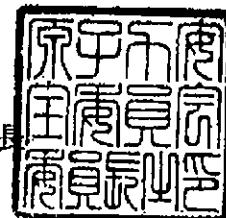


資料3

安委第27号
平成23年6月16日

原子力施設等防災専門部会部会長 殿

原子力安全委員会委員長



「原子力施設等の防災対策について」の検討について（指示）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、地震及び津波により長期間にわたる全交流電源喪失ならびに原子炉の冷却機能の喪失に陥ったことから、原子炉炉心が損傷して大量の放射性物質が環境中に放出されるという深刻な事態に至りました。

この結果、福島第一原子力発電所の半径20km圏内が避難区域（警戒区域）となり、また緊急時避難準備区域及び計画的避難区域が設定されています。原子力安全委員会としては、同事故からの教訓及び国際的な考え方を取り入れ、防災対策の抜本的な見直しを図る必要があると考えています。

については、貴専門部会において、以下の事項を検討し、報告してください。

- 「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月原子力安全委員会決定、平成22年8月一部改訂）及び関連の指針類に反映させるべき事項